

被告が法廷で2警官刺す

5本の刃物を押収

仙台

宮城県警は16日、仙台市青葉区の仙台地裁で、性暴行の傍聴席にいた検察官2人をナイフで刺すなどしたとして、刑事裁判の判決を言い渡されていた住所・職業不詳の淀川里司容疑者(犯を殺人未遂容疑で現行犯逮捕)を捕した。2人は額や背中を負傷したが命に別状はないともされる。県警は淀川容疑者が持ち込んだ計5本の果物ナイフとカッターナイフを押収したという。

事件を受け、仙台地裁は急きょ、保釈中の別の被告が出廷する同日午後の二つの公判で金属性切機による検査を実施。最高裁も同日、信頼物を持ち込まれる可能性があれば、持ち物検査を積極的に検討するよう全国の裁判所に連絡した。

県警や仙台地裁などによると、淀川容疑者は今年1月に仙台市内の駅のホームで女性のスクートの中を盗撮したとして県迷惑行為防止条例違反の罪に問われて

いたが、無罪を主張し、保釈中だったという。

懲役1年の実刑とする主文が言い渡され、理由の調証に移ったところ、検察官が裁判官に「被告が凶器のようなものを持っている」と声を上げた。淀川容疑者は傍聴席を振り返り、「冤罪だ」この謙虚な司法制度がなどと叫びながら車を乗り越え、オカットから取り出したナイフを両手で振り回したという。

当時は約20人の傍聴者がやり取り押さえようとした4代の検察官2人が何らつかれず、それぞれ約30針を継ぎ重ねを食つた。県警の調べに対し、淀川容疑者は黙殺してしまった。判決自体は成立した。

最高裁に上ると全国の地裁・高裁などに入る際に常に金属性切機による検査をしているのは東京福岡、札幌の地高裁と東京家裁。仙台地裁では、今回の公判では検査をしていかなかった。

◎ 朝日新聞社 無断複製転載を禁じます。 並に国際条約に依ります。

外国人労働実態公表せず

新在留資格と類似の「緊急雇用」

国交省調査

野党「不都合感し」

西日本新聞

太宰府幕
五郎と志士のもの
書店で好評発売中!

2018年
11月10日
(金曜)

2020年の東京五輪に向けた建設需要増加に伴い、15年から建設業と造船業で受け入れている緊急雇用の外国人労働者について、国土交通省が企業側の雇用実態を把握しているにもかかわらず、公表していない。同省は「調査の目的は公表ではなく企業の指導」としているが、緊急雇用は政府

が来年4月の創設を目指す新たな在留資格と類似点が多い。野党側からは、「日本人よりも給与水準が低いなど不都合な実態が明るみに出るのを避けようとしているのでは」と疑問の声が上がる。

【2面に連記事】

外国人の緊急雇用は14年6月に閣議決定。建設業との雇用流動性があるとして造船業も対象にした。受け入れるのは外国人技能実習制度の修了者で、いつたん帰国後に再来日すれば、在留資格「特定活動」を付与する。

企業側には労働関連法令の順守のほか、「同じ能力を持つ日本人従業員と同等の報酬」が義務付けられる。認定が必要になる。今年

9月末時点で建設業は14

73社に4011人、造船業は約240社に274

0人の緊急雇用外国人がいる。

国交省が公表しないの

は、企業が認定申請の際に提出した労働条件を守つてあるかどうかをチェックする。

（湯之前八州）

緊急雇用は技能実習生から移行することや、能力が同等の日本人と同じ賃金水準を保障する点で、入管難民法改正案に盛り込まれた新たな在留資格と重なる「先駆的な制度」（国交省幹部）。建設業と造船業は熟練した能力を条件に長期滞在を認める「特定技能2号」の対象としても想定され、調査結果の公表

は国会審議に役立つとみられるが、国交省は「企業名を伏せて違反件数のみを発表する予定もない」とい

う。技能実習制度を巡っては長時間労働や賃金未払いなどが横行し、実習生の失踪も多発している。参院法務委員会の野党議員の一人は「緊急雇用も同様の実態がある可能性がある。政府には公表を強く求めたい」としており、国会審議で政府が公表を迫られる可能性もある。

（湯之前八州）

「新嘉坡」之「新嘉坡」

政府新任鑑定格致之法

菅義偉官房長官は14日の記者会見で、政府が来年4月導入を目指す新たな在留資格のうち、熟練技能を持ち長期滞在が認められる「特定技能2号」とついて、「現時点では用を予定しているのは建設と造船の2業種だけだ」と明らかにした。政府は外国人受け入れについて、新制度を導入する2019年度から5年間にわたり14業種で最大約35万人、初年度は同約4万8千人とする估算を公表した。

政府が今国会で成立を旨
指す出入国管理法（入管
法）改正案は、基本的な技
能を持つ特定技能1号と
繋がりの新規技能2号の
新設を盛り込んでいる。2号
は家庭看護や看護師等が
認めるに付ける、「移民に
つながら」むけた措置が
毎野党から出でて来た。

調した。2号の受け入れ数は「推計しない」と述べた。自動車整備業、航空業、宿泊業の業界も2号の受け入れを検討していくが、受け入れ懸念の構築が制導入時には間に合わないことが断じた。

また、政府は14日、受け入れ外国人の見込み数を衆院法務委員会理事会で示した。19年度から5年間で約26万～約35万人、初年

皆言「眞理を立田の本院本
会議でうたひなれて「敵
は人の爲めに鳴らして眞理
す」AIがくじら。

政府が示した説明が何し
て、いつかが御指せら。
事に實行の推進誕生か
らの終に反覆ひたる。眞
理をうり、政府を同理事
體で5年間の歴史で數の
うちの推進誕生からの移行
は50~60%の累進を示
したといら。

政治上素ですが、業績はAIQ
受け入れ数を基盤に後方の法
務省令で表をうつしてお
り、政府せりの数値を上回
する方針だ。

一方、眞理せりながらの
国会議論で政界が詰めを示
せなかつたときに「法案の
大前提。明らかにたらだんに
AIをもたらす」AI区絶して
いた。今後は政府計算の

新らしい在留資格による受け入れを要見込み数人

初年度		5年目までの累計	
介護業	ビルクリーニング業	5万～6万	5万～6万
5000	2000～7000	2万8000～3万7000	1万7000～2万1500
柔軟形材産業	3400～4300	1万7000～2万1500	4250～5250
産業機械製造業	850～1050	4250～5250	500～650
電気・電子情報業	3750～4700	3750～4700	3万～4万
開発産業	5000～6000	3万～4万	1300～1700
建設業	300～800	6000～7000	1万～1万3000
造船・舶用工業	100	1700～2200	3600～7300
自動車整備業			1万8000～3万6500
航空業			600～800
宿泊業			7000～9000
運送業			5200～6800
漁業			4000～5000
飲食料品製造業			3万2800
外食業			4万7550
合計			26万2700～34万5150

外国人建設就労者受入事業の仕組み

<概要>

期間：2015年度～2022年度末

※2017年11月の告示改正により2020年度以降の在留を可能とした
(新規受入は2020年度末まで)

受入対象者：技能実習（第2号または第3号）修了者

（過去に修了し帰国した者を含む）

在留資格：特定活動

在留期間：2年以内

※本特定活動開始までの間に、本国に1年以上帰国した者は3年以内

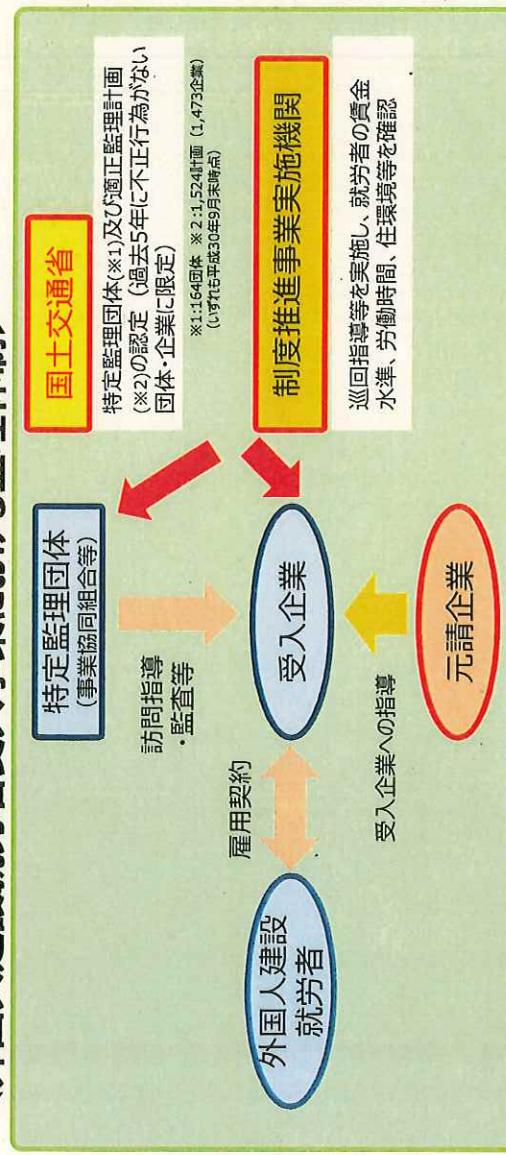
<賃金水準>

外国人建設就労者の平均賃金

月額218,394円（最高344,000円）（n=433）

- （参考）建設分野における技能実習生の平均賃金
月額167,914円（最高288,000円）（n=410）
- ※最低賃金：月額126,764円～164,776円
(月あたりの労働時間を172時間（上記n=410の平均値）とした場合)
(平成29年度地域別最低賃金：737円～958円)
- 【出典】外国人建設就労者受入事業に係る受入状況実態把握調査（平成29年度）

<外国人建設就労者受入事業における監理体制>



<巡回指導における改善指導件数>

- 建設企業518社に対する巡回指導において、賃金支払いの状況に関しては、約4割に当たる204社に対し、改善指導が行われている。

※賃金支払いの状況に関する指導は、適正監理計画を下回る雇用条件での賃金支払、過大な控除（住居費等）、手当の未払、割増賃金の算定ミス等による一部不払等

※平成29年度実績

造船分野における外国人材の活用

外国人造船就労者受入事業（造船特定活動）の概要

期間：
2015年度～2022年度未まで
(新規受入は2020年度未まで)

受入対象者：

技能実習(第2号または第3号)修了者
(過去に修了し帰国した者を含む)

在留資格：

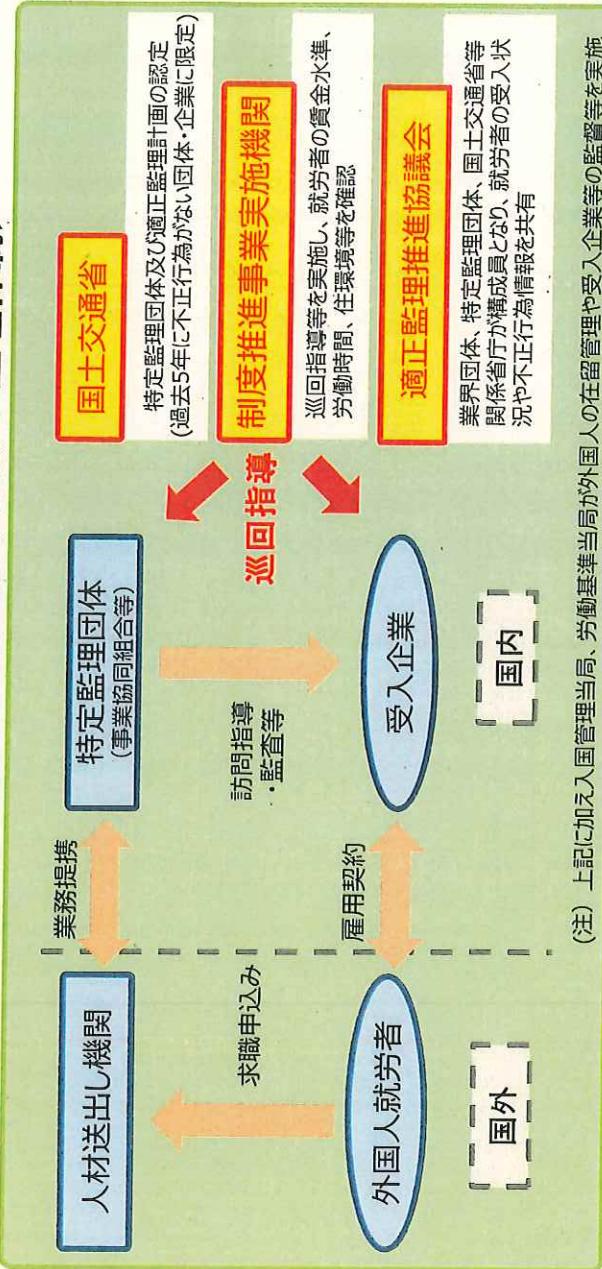
特定活動

在留期間：

2年以内

※本特定活動開始までの間に、本国に1年以上帰国
した者は3年以内

<外国人造船就労者受入事業における受入・監理体制>



(注)

上記に加え入出国管理当局、労働基準当局が外国人への在留管理や受入企業等の監督等を実施

【参考】「日本再興戦略」改訂2014（6月24日閣議決定）

復興事業の更なる加速を図りつつ、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等の関連施設整備等による一時的な建設需要の増大に対応するため、緊急かつ時限的措置（2020年度で終了）として、処遇や重層下請構造の改善、現場の効率化等により国内で的人材確保に最大限努めることを基本とした上で、即戦力となり得る外国人材の活用促進を図ることを決定した。今後、所要の準備を進め、2015年度初頭からの本制度を活用した外国人材の受入れの開始を目指す。なお、建設業との間で人材の相互流動が大きい造船業については、上記建設分野における措置により重大な影響が及ぶことに鑑み、また、当該産業分野が高い国内生産率を維持して我が国の輸出を支えるとともに地域経済に大きく貢献していることを踏まえ、アベノミクスの効果により急速に回復してきた生産機会を逃さないよう、建設業と同様の緊急かつ時限的措置を講ずることとし、所要の準備を行う。

外国人建設就労者受入事業に係る制度推進事業

(平成29年4月～30年3月)

実施報告書

(抜粋)

平成30年3月

一般財団法人国際建設技能振興機構

【受入建設企業】

受入建設企業に対する巡回指導における確認事項	平成29年度 通常型巡回(510件) において指摘した事項の件数		
	改善指導	注意喚起	助言
1. 受入建設企業、適正監理計画に関する事項			
○適正監理計画記載事項の確認			
・報酬予定額に基づいた賃金の支払い状況	(→「賃金支払い」の項目)		
・受入人数の状況	0	3	7
・就労させる場所、従事させる業務の状況	0	25	54
・技能の向上を図るための方策の実施状況	0	0	16
・住居の状況	0	15	86
・長期休暇の取得状況	0	1	3
・管理指導員及び生活指導員の指導状況	0	31	108
○特定監理団体に対する各種報告の実施状況	0	3	9
○文書の作成・保管の状況	52	59	109
○告示別表第2に規定する不正行為の状況	1	0	2
○失踪者の発生状況	0	2	0
2. 労働関係法令に関する事項			
○労働条件の明示	11	22	26
○賃金台帳の作成、保存	7	10	8
○労働時間管理の適正化（所定労働時間、休憩・休日、36協定、年次有給休暇）	35	100	110
○賃金支払の状況（支払状況、控除の状況、賃金控除協定の有無、管理費の収取の有無等）	137	82	91
○強制貯金の禁止	1	0	0
○時間外・休日・深夜割増賃金の支払	140	11	5
○最低賃金法の遵守	1	0	0
○寄宿舎の状況（該当する場合）	2	11	11
○安全衛生教育の実施の状況	0	12	103
○危険有害業務に従事させる場合の特別教育等の実施の状況	6	3	17
○就業制限業務に従事させる場合の所要の措置の状況	4	11	14
○健康診断（雇入れ時、定期、特殊健康診断等）の実施の状況	26	17	22
3. 社会保険関係法令等に関する事項			
○各種保険（労災、雇用、健康・国民健康等）、年金（厚生、国民）の加入手続の状況	6	1	5
○労働災害の発生の状況	0	1	1
4. 外国人建設就労者との面談			
○本人確認	0	1	0
○賃金の支払状況、労働時間、休日・年次有給休暇の取得状況等	1	0	4
○従事している業務	0	0	0
○住居の状況	0	0	0
○旅券、在留カード、預金通帳等の保管状況	0	2	0
5. その他			
○前回の巡回指導における指摘事項の改善状況	0	0	0
○特定監理団体の実施する監査における指摘事項の改善状況	0	0	0
○外国人建設就労者受入事業下請指導ガイドラインの遵守状況	0	0	0

受入体制 宿泊条件 安全・衛生・健康 生活環境 技能・日本語

日付	時間	連絡手段	相談内容	回答内容
2017/4/13	18:00	電話	不明	技能実習
2017/4/27	11:55	電話	特定	特定活動
2017/5/12	0:57	メール	不明	技能実習（溶接）
2017/5/16	10:41	メール	特定	その他（元造船労働者）
2017/5/21	14:40	電話	特定	特定活動
2017/6/1	15:02	電話	不明	特定活動（大工）
2017/6/11	10:39	メール	不明	技能実習
2017/6/11	19:08	メール	不明	その他（元造船労働者）

2017/6/25	10:41	電話	特定	特定活動		技能実習を終え1か月半帰国し再入国した。年金の脱退一時金を請求できるか
2017/7/9	10:48	電話	特定	特定活動		有給休暇がどう増えていくか、給与明細が漢字だけなので対訳表があるとおりがたい、住宅が狭い（住宅については自分で監理団体に相談する）
2017/8/3	11:34	電話	特定	技能実習（建設就労者の在留資格変更手続き中）		これまで有休をとっていない自分が何日とれるか、買取りはあるか。いつたん帰国して年金の脱退一時金を請求した方が得か検討中
2017/8/6	16:32	電話	特定	特定活動		監理団体の言葉は信じられない。ペトナムでは給料18万円と言われたのに契約書は■万■千円、昇給も賞与もないなら日本に来なかつた。再入国のために■ドル支払つた。転職はできるが建設労働者は転職はできるが監理団体と相談が必要
2017/8/7	15:13	電話	特定	特定活動		自分のビザについて2年が終了すると帰国しなければならないか。これから将来のことを考えなければならない。
2017/8/17	10:30	電話	不明	技能実習		技能実習の期間中1日も有休をとらなかつた。■日に帰国するが有休を買いたい。会社が必ず買い取らなければならぬという義務はない。JTCOの相談窓口もあるが難しいだろう。
2017/8/22	18:22	メール	不明	不明		法定休日（祝日）に勤務したが休日手当がつかなかつた。
						法定休日は週1回、月4日。祝日の扱いは労働条件や変形労働制などにより異なる。詳しい情報を教えて
						年金機関の母国語ホームページなど年金ダイアルを紹介し会社や監理団体とよく相談するよう助言
						有給休暇について説明のうえ、特定監理団体■に対する有給休暇、給与の説明を要請（巡回指導の延長で行いホットラインには言及せず）
						3年目なら現在23日保有、買取りは会社との協議。脱退一時金は会社や監理団体とよく相談を
						資金の支払状況を調査したが規定通りに支払われているようだ。ペトナムでの支払金額は調査の範囲外。建設就労者は転職はできるが監理団体と相談が必要
						自分のビザについて2年が終了すると帰国しなければならないか。これから将来のことを考えなければならない。
						技能実習の期間中1日も有休をとらなかつた。■日に帰国するが有休を買いたい。会社が必ず買い取らなければならぬという義務はない。JTCOの相談窓口もあるが難しいだろう。
						法定休日は週1回、月4日。祝日の扱いは労働条件や変形労働制などにより異なる。詳しい情報を教えて

件名	件名	件名	件名	件名	件名	件名	件名	件名	件名	件名
2017/9/3 メール (計8 回)	2017/9/3 12:33 特定	不明 (型枠)	割増賃金が支払われていない。組合に相談したが毎日の生活が労働奴隸みたいで苦しい。悪口を言われたり、殴られたりする。今帰国すると支払った何億ドンが台無しになるので我慢している。このままだと私は死ぬかもしねない。今月いっぱいで頑張って仕事をして彼らが私をどう扱うかみてみる。もし何も変わらないのであればまたサポートをお願いする	割増賃金について説明。技能実習生である可能性もありJTCAと厚生労働省窓口を紹介。サポートを続けるのでしつかり気持ちを持つよう励ます	この制度では職種は変更ができないので、理由を示して同じ職種の別の会社に転職することはできる。会社や監理団体に相談したか？ 技能実習生である可能性もありJTCAと厚生労働省窓口を紹介。	足場を作る仕事に体力がついていかない。雇用契約書を途中に停止して帰国させられるか、それとも自分の体力に合う仕事にさせられるか	2年にわたり不公平な待遇を受けている。組合での研修修了時の実習補助金万円から保証金として■万円控除された。朝早く会社に集合しても早出残業がつかない。安全帯等がないまま、解体、掃除、雑作業ばかりさせられる。	留学生の友人のためアルバイト先を探している	東京外国人雇用センターを紹介	国土交運省の英文ホームページを紹介
2017/9/3 メール (計8 回)	2017/9/3 14:42 特定	不明 (足場組 立て)	不明	技能実習 (型枠施工)	2017/9/15 7:02 特定	技能実習 (型枠施工)	2017/9/17 10:00 特定	不明	2017/9/17 14:37 特定	その他 (マルチプリビザ)

日付	相手	内容	担当者	件名
2017/9/24	特定	技能実習		3年間の労働契約（[REDACTED]まで）を 結び来日したが、社長に5年間働けない ならこの[REDACTED]月に帰国しろと言われた
2017/9/27	電話	メール (計18回)	特定活動	【建設就労者Aの妻】夫が暴力を受けて いるので、助けてほしい。夫はもう荷 物をまとめた、会社でミーティングが あるので電話してほしい
2017/10/1	電話	特定	特定活動	【建設就労者A】職長や同僚から暴力を 振られる。（泣きながら）誰からも 助けてもらえない。仕事に戻るのは不 安。転職したい。
2017/10/1	電話	特定	特定活動	【建設就労者A】同じリーダーとまた仕 事をするのは不安。気持ちとしては戻 りたくない
2017/10/1	電話	特定	特定活動	【建設就労者A】もう大丈夫。組合が転 職先を探している。
2017/10/3	電話	特定	特定活動	【建設就労者A】明日転職先に面接に行 く
2017/10/8	電話	特定	特定活動	【建設就労者B】[REDACTED] 話が出回り同僚た
2017/10/22	電話	特定	特定活動	ちが怒っている。うち1人はFacebook 上に怒りのメッセージを投稿した。会 社に行くのが不安でもうはらきたく ない。組合のセンターに移りたい。
2017/10/22	メール	特定	特定活動	【建設就労者Aの妻】同僚の1人が Facebook上に投稿した怒りのメッセージ をFITS宛て転送

年月日	時刻	電話番号	性別	会員登録情報	会員登録情報	会員登録情報	会員登録情報	会員登録情報
2017/11/6	15:11	電話	不明	技能実習（鉄筋）	特定活動	会社の日本人に■で殴られたり平手打ちされる。警察に通報するかどうかを解決したらよいか	外国人技能実習機構の相談窓口を表示	FTTSも監理団体をフォローする
2017/11/12	12:31	電話	特定	特定活動	【建設労働者A】■日に転職先に面接に行く。私の件はまだ続くから■で仕事を始める予定。私の件はどうなったが	転職を先行させる	FTTSも監理団体をフォローする	FTTSも監理団体をフォローする
2017/11/19	12:25	電話	特定	特定活動	【建設労働者A】面接の結果■月■日から■で仕事を始めたが	国土交通省が調査中	FTTSも監理団体をフォローする	FTTSも監理団体をフォローする
2017/11/26	12:25	電話	特定	特定活動	【建設労働者A】入国情管理局に手帳に行ったり。■に行き監理団体に皆に謝らせられた。私の件はどうなったか	最新情報はまだない	FTTSも監理団体をフォローする	FTTSも監理団体をフォローする
2017/12/3	10:32	電話	未特定	特定活動	暴言や平手打ち、蹴るなどの暴力を受けている。転職したい。年末まで状況が変わらなければ年始に全ての情報を提供する	いつでも連絡を。	FTTSも監理団体をフォローする	FTTSも監理団体をフォローする
2017/12/3	15:47	電話	特定	特定活動	【建設労働者A】入管のカードが届かず転職先での仕事ができない。■から■月分の給与が出た。私の件はどうなったか	国土交通省が調査中。引き続きフォローする	FTTSも監理団体をフォローする	FTTSも監理団体をフォローする
2017/12/17	12:37	電話	特定	特定活動	【建設労働者A】入管の許可が出ずはたらけない	FTTSも監理団体をフォローする	FTTSも監理団体をフォローする	FTTSも監理団体をフォローする
2017/12/10	15:13	電話	不明	技能実習	技能実習生に有休はあるか。うちの会社には以前からない	外国人技能実習機構の相談窓口を表示	FTTSも監理団体をフォローする	FTTSも監理団体をフォローする
2017/12/17	10:30	電話	特定	特定活動	会社と衝突したので転職の斡旋をお願いしたい。屋休みにまた電話する	分かった。	FTTSも監理団体をフォローする	FTTSも監理団体をフォローする
2017/12/18	12:05	電話	特定	特定活動	■の使用をめぐり日本人と怒鳴り合いになつた。転職は可能か。また工場が■があるので転属も考える	転職は可能だが組合とも話す必要がある。	FTTSも監理団体をフォローする	FTTSも監理団体をフォローする

日付	会社名	相談内容	担当者名	連絡手段	連絡時間	会話の要旨
2017/12/18	上司から転属はできない、組合からも転職先はないと言われた。帰国はしないしお金も稼ぎたいので、今まで通り仕事をする。	特定活動	特定活動	電話	18:00	上司から転属はできない、組合からも転職先はないと言われた。帰国はしないしお金も稼ぎたいので、今まで通り仕事をする。 何かあればご連絡を。
2017/12/22	月に入国したが、有給休暇をとれるか	特定活動	特定活動	電話	15:11	半年働くと10日取れるので会社と相談を。またタガログ語で相談したいなら再度電話を。
2017/12/24	休暇をとりたいと伝えたが、認めない。■■■から「■■■」と言われ、■■■で叫かれる。転職できな いなら1年で帰るつもり。	特定活動	特定活動	電話	11:15	有給休暇についてFITSから監理団体に相談し、動かないようであればFITSに連絡を。
2017/12/24	有給休暇取得についてFITSから監理団体に話をする	特定活動	特定活動	電話	18:37	FITSから監理団体に話をする
2017/12/28	監理団体の担当者が会社に来た。1月から3月は忙しいので2日間の休暇ならどう話だったので、もう帰らないと決めた。■■■の契約を終わらせて帰ることにした。	特定活動	特定活動	電話	12:31	監理団体の担当者が会社に来た。1月から3月は忙しいので2日間の休暇ならどう話だったので、もう帰らないと決めた。■■■の契約を終わらせて帰ることにした。
2018/1/4	として■■■か月前に入国したが、日本語が通じないと理由で■■■月■■■日に解雇された。解雇手当も支払われず、引っ越ししてほしいと言われたので宿舎も退去した。ベトナムでの面接時には日本語は日本で勉強すればいいと言っていた	その他(技術者)	その他(技術者)	電話	14:30	として■■■か月前に入国したが、日本語が通じないと理由で■■■月■■■日に解雇された。解雇手当も支払われず、引っ越ししてほしいと言われたので宿舎も退去した。ベトナムでの面接時には日本語は日本で勉強すればいいと言っていた
2018/1/4	感謝のメール	その他(技術者)	その他(技術者)	電話	23:07	感謝のメール

年月日	相談者	相談内容	回答者	回答内容
15 2018/1/4	特定活動(大工)	建設就労者（神奈川県）の基本時給はいくらか？	神奈川の最低賃金は時給956円。建設就労者は同等の技能を有する日本人と同等以上の賃金として国の審査を経た額が支払われる	
16 2018/1/7	特定活動(大工)	会社の賃金が時給1200円ではどうか？	会社はどこか。問題点は何か。	
17 2018/1/7	特定活動(大工)	会社に不満はない。再入国した友人には様々な給与の人がある	会社によって賃金は異なるが、雇用契約に基づく支払いを確認するには会社名が必要	
18 2018/1/11	特定活動(大工)	神奈川県の■	時給1200円の支払いは国の承認した賃金を上回っている模様。	
19 2018/1/11	特定活動(大工)	了解した	外国人技能実習機構の相談窓口を教示。今日は相談日なので連絡するよう	
20 2018/1/10	電話	技能実習生だが相談したい	脱退一時金は36か月を上限として計算されるので帰国時には就労2年分と技能実習の最後の1年分のみ請求できる	
21 2018/1/11	電話	技能実習後再入国したが就労修了後5年分の脱退一時金を請求できるか	所定の技能試験に合格すれば技能実習3号に進めるが、前の帰国期間が1年未満なので今回は1年以上の帰国が必要	
22 2018/1/14	電話	在留期間の延長ができると聞いたが。	会社を■日間休んだらもう帰れと社長に言われ、謝っても受けられないはずもう働けないと思う。これは解雇に該当するか。また過去の休日手当なども含め給与精算をしたい。転職について組合に任せせる	
23 2018/1/14	電話	特定活動	本人の了解を得て解雇の点と過去の給与について組合■に連絡を取る	

日付	時間	手段	相手	内容	FITSの結果
2018/1/14	18:13	電話	不明	特定活動	技能実習を終え再入国した場合5年目に FITSから異議について会社に話すとともにできるが、転職であれば監理団体と相談し必要な手続きをする必要がある。
2018/1/18	18:07	電話	特定	特定活動	月に日間休日勤務したが、日分しか割増賃金が支払われていない。今日会社に話したら確認すると言われた。
2018/1/21	15:25	メール	特定	特定活動	【建設就労者Aの妻】■■■■■の件についても最新情報は?
2018/1/25	17:28	メール	特定	特定活動	【建設就労者Aの妻】12月分の給与を同社に求められるか?
2018/1/21	15:30	電話	特定	特定活動	再入国時にペトナムの送出し機関にドル支払い、往復の航空券代込みと確認した。日に帰国するが監理団体から自分で航空券を買うように言われ、送出し機関との連絡を依頼しても無責任。
2018/1/21	17:50	電話	特定	技能実習(ビ)	入国情しが月経ったが給与を受け取っていない。人同時に来たが、人は逃げた。組合も対応しない。
2018/1/23	9:30	電話	特定	技能実習(ビ)	外国人技能実習機構の相談日と休みが合わず電話できない
2018/1/22	11:48	電話	不明	不明	(都合によりホットラインは留守電)1/28に電話するも相談者は帰国したこと
2018/1/22	12:03	電話	特定	特定活動	おそらく契約は成立すると思うが慎重に考えた方がよいのでは

日付	時間	会員登録番号	会員登録名	会員登録会社名	会員登録会社の業種	会員登録会社の所在地	会員登録会社の連絡先	会員登録会社の連絡方法	会員登録会社の連絡内容
2018/1/22	12:14	電話	特定 (シーリング 防水)	特定活動 (塗 装)	特定活動 (塗 装)	不明	特定活動 (主 管)	特定	今会社は待遇も悪く転職したい。受け入れてくれる会社もある。転職できるか?
2018/1/28	15:27	電話	3年間の技能実習後帰国せず2年契約を結んだ。ビザ申請は企業と監理団体がしたが、送出し機関に[REDACTED]ドル支払うが送出し機関と交渉するといった事例は聞いたことがある。脱退一時金を請求で来日前に[REDACTED]ドル払い家	3年間の技能実習後帰国せず2年契約を 結んだ。ビザ申請は企業と監理団体が したが、送出し機関に[REDACTED]ドル支払う が送出し機関と交渉するといつた事 例は聞いたことがある。脱退一時金 を請求で来日前に[REDACTED]ドル払い家	3年間の技能実習後帰国せず2年契約を 結んだ。ビザ申請は企業と監理団体が したが、送出し機関に[REDACTED]ドル支払う が送出し機関と交渉するといつた事 例は聞いたことがある。脱退一時金 を請求で来日前に[REDACTED]ドル払い家	3年間の技能実習後帰国せず2年契約を 結んだ。ビザ申請は企業と監理団体が したが、送出し機関に[REDACTED]ドル支払う が送出し機関と交渉するといつた事 例は聞いたことがある。脱退一時金 を請求で来日前に[REDACTED]ドル払い家	3年間の技能実習後帰国せず2年契約を 結んだ。ビザ申請は企業と監理団体が したが、送出し機関に[REDACTED]ドル支払う が送出し機関と交渉するといつた事 例は聞いたことがある。脱退一時金 を請求で来日前に[REDACTED]ドル払い家	3年間の技能実習後帰国せず2年契約を 結んだ。ビザ申請は企業と監理団体が したが、送出し機関に[REDACTED]ドル支払う が送出し機関と交渉するといつた事 例は聞いたことがある。脱退一時金 を請求で来日前に[REDACTED]ドル払い家	3年間の技能実習後帰国せず2年契約を 結んだ。ビザ申請は企業と監理団体が したが、送出し機関に[REDACTED]ドル支払う が送出し機関と交渉するといつた事 例は聞いたことがある。脱退一時金 を請求で来日前に[REDACTED]ドル払い家
2018/1/29	12:41	電話	月に脱退一時金の請求手続きをしたがまだ受け取っていない。監理団体と再度話してからFITSに連絡していいか	月に脱退一時金の請求手続きをしたがまだ受け取っていない。監理団体と再度話してからFITSに連絡していいか	月に脱退一時金の請求手続きをしたがまだ受け取っていない。監理団体と再度話してからFITSに連絡していいか	月に脱退一時金の請求手続きをしたがまだ受け取っていない。監理団体と再度話してからFITSに連絡していいか	月に脱退一時金の請求手続きをしたがまだ受け取っていない。監理団体と再度話してからFITSに連絡していいか	月に脱退一時金の請求手続きをしたがまだ受け取っていない。監理団体と再度話してからFITSに連絡していいか	月に脱退一時金の請求手続きをしたがまだ受け取っていない。監理団体と再度話してからFITSに連絡していいか
2018/2/4	11:48	電話	「[REDACTED]で契約書を結びんだが、ほとんど毎日高速道路の建設とコンクリート打設の仕事で雑務・力仕事をするだけ。これは違法ではないか	月に脱退一時金の請求手続きをしたがまだ受け取っていない。監理団体と再度話してからFITSに連絡していいか	月に脱退一時金の請求手続きをしたがまだ受け取っていない。監理団体と再度話してからFITSに連絡していいか	月に脱退一時金の請求手続きをしたがまだ受け取っていない。監理団体と再度話してからFITSに連絡していいか	月に脱退一時金の請求手続きをしたがまだ受け取っていない。監理団体と再度話してからFITSに連絡していいか	月に脱退一時金の請求手続きをしたがまだ受け取っていない。監理団体と再度話してからFITSに連絡していいか	月に脱退一時金の請求手続きをしたがまだ受け取っていない。監理団体と再度話してからFITSに連絡していいか
2018/2/7	18:02	メール	特定活動 (と び)	特定活動 (と び)	特定活動 (と び)				
2018/2/26	22:20	電話	家賃を安くしてほしい(監理団体にかけようとした間違い電話の模様)	家賃を安くしてほしい(監理団体にかけようとした間違い電話の模様)	家賃を安くしてほしい(監理団体にかけようとした間違い電話の模様)	家賃を安くしてほしい(監理団体にかけようとした間違い電話の模様)	家賃を安くしてほしい(監理団体にかけようとした間違い電話の模様)	家賃を安くしてほしい(監理団体にかけようとした間違い電話の模様)	家賃を安くしてほしい(監理団体にかけようとした間違い電話の模様)
2018/3/9	20:22	メール	相談したいことがあるが(具体的な相談は来なかつた)	相談したいことがあるが(具体的な相談は来なかつた)	相談したいことがあるが(具体的な相談は来なかつた)	相談したいことがあるが(具体的な相談は来なかつた)	相談したいことがあるが(具体的な相談は来なかつた)	相談したいことがあるが(具体的な相談は来なかつた)	相談したいことがあるが(具体的な相談は来なかつた)

年月日	送付先	件名	件名	件名	件名	件名	件名	件名
2018/3/22	メール	不明	技能実習（とび）					
2018/3/22	電話	特定	特定活動（鉄工）					
2018/3/29	電話	不明	特定活動					

平成29年度
外国人造船就労者受入制度推進事業に係る
巡回等業務

報告書

(抜粋)

平成30年3月
一般財団法人 日本海事協会

4-5.4 結果概要

巡回指導においては、巡回指導マニュアル及び手順書Vのとおり、巡回指導対象者が実施する造船特定活動又は企業単独型造船特定活動に関して、告示に定められた違反行為の疑いがある場合などには、巡回指導結果通知書を交付することとされている。この他、巡回指導チェックリストに従って、各種記録の確認、適正監理計画又は企業単独型適正監理計画の記述などを順次確認していく際、些細な記載ミスや記録の不整合などについては、巡回指導終了時の結果の講評において、口頭にて改善の指導を行っており、これら指導内容については、指導内容の記録として、巡回指導報告書の特記事項に記載するよう努めている。

本年度の巡回指導における巡回指導対象者に対する指導は、合計119件(内訳は、特定監理団体:23件、受入造船企業:95件、企業単独型受入造船企業:1件)であり、その概要は、以下のとおり。なお、指導の詳細については、巡回指導報告書(4-5.5(1)参照)に記載している。

昨年度の巡回指導における指導の件数(81件)よりも増加しているが、これは、本年度から開始した現場における安全衛生措置の確認や安全衛生教育の詳細について聴取することによって、グラインダーの砥石等の交換に関する特別教育の未実施や可燃性下着の着用を現認することなど、昨年度よりも肌理細やかな指導を行うことができたとの証左と考えている。一方、受入造船企業における安全衛生教育の時間については、昨年度は30件の指導を行ったところであるが、今年度も19件の指導となっており、本会による均質的な巡回指導や巡回指導対象者への適切なフォローアップが不足しているものと反省すべき事例と思料する。

国土交通省及び制度推進事業実施機関においては、次回以降の巡回指導において、本年度の巡回指導報告書に基づき、これら指導内容の詳細を把握した上で、適切にフォローすることが重要である。

(1)各種手続きの未実施:25件

- ・受入届・帰国届の未提出:13件
- ・管理者・指導員・事務員変更手続の未実施:2件
- ・管理指導員変更手続の未実施:5件
- ・監理計画に記載のない就労場所にて就労:1件
- ・現場入場届の未提出:4件

(2)就労状況の管理:15件

- ・就労日誌の記載内容の不備:10件
- ・36協定特別条項の規定超え:4件
- ・短期応援時の管理指導が不明瞭:1件

(3)安全衛生教育:39件

- ・安全衛生教育時間が過大:19件
 - ・特別教育を受けていない就労者によるグラインダーの砥石等の交換:7件
 - ・グラインダー試運転の未実施:6件
 - ・グラインダー使用時にゴーグル未着用:1件
 - ・可燃性下着の着用:6件
- (4) 健康診断の未実施:6件
- ・ストレスチェックの未実施:3件
 - ・雇入れ時の健康診断の未実施:2件
 - ・特殊健康診断(じん肺)の未実施:1件
- (5) 賃金の支払・控除:5件
- ・安全会議・教育への参加時間に係る対価未払い:2件
 - ・契約又は監理計画の住居費以上の額を徴収:3件
- (6) 現場の安全衛生措置:12件
- ・はしごの固縛不良:4件
 - ・足場の不良(幅木、中棧の未設置):5件
 - ・消火器の迅速使用不能:2件
 - ・消火器の有効期限が超過:1件
- (※)元請会社や他の協力会社の所掌である足場の不良:3件
- (7) 就労状況の確認及び監査の実施不良:14件
- ・管理指導員等との面談未実施:2件
 - ・責任者への報告未実施:1件
 - ・就労状況の確認に関する記録の未保存:3件
 - ・労働面・生活面に係る確認が不十分:2件
 - ・監理計画とは異なる者による確認を実施:2件
 - ・無資格者による監査実施:3件
 - ・監査頻度の不徹底:1件
- (8) その他:3件
- ・労働契約書を会社のみで保管:1件
 - ・36協定の適用労働者数の変更に伴う手続の未実施:1件
 - ・既帰国者の最終就労月の賃金台帳の未記録:1件

4-5.5 事後処理

巡回指導マニュアル及び手順書のとおり、巡回指導実施後に実施する事務手続きを実施している。具体的には、以下のとおり。

- (1) 巡回指導報告書

表5-1 本年度の母国語電話相談 月別相談件数

年月	NKCS(受信者)に連絡があつた件数	本会が対応した件数
2017年 8月	—	—
2017年 9月	1	1
2017年10月	1	—
2017年11月	—	—
2017年12月	—	—
2018年 1月	1	1
2018年 2月	1	—
2018年 3月	—	—
合 計	4	2

表5-1にあるように、本会に連絡があつた2件に関する概要は、以下のとおり。いずれの場合も、監理団体に相談をしたことによって、外国人造船就労者自身の相談内容は解決している。なお、NKCS に連絡があつた件数は4件であるが、2017年9月及び同年10月の計2件及び2018年1月及び同年2月の計2件は、それぞれ同一人物からの相談事項である。

(1) 病気やケガで休みたい時、残業を断りたい時はどうしたら良いか。以前、仕事中に怪我をしたが、長く休むと会社に迷惑がかかるし、帰国しなければならないかもしれないとの心配から、完全に治っていない状態で復帰した。会社の仲間は忙しそうにしているのに自分だけ早く帰る気にもなれず無理をして残業することもあった。

[本会の回答]

- ① 先ずは、監理団体の相談員を頼って、休暇の取得や早めの帰宅がし易くなるように、一緒に、企業に相談して貰ってください。怪我や不調を隠し、それが悪化した場合には、さらに会社に迷惑がかかるので、今後は絶対に早めに相談してください。
- ② 監理団体の相談員があまり協力してくれず、悩みが解決しない時は、もう一度電話をして下さい。本会が問題ありと判断したら、国交省に相談し対応します。

(2) 3年就労の予定であったが、自己都合で2年で帰国したい。自己都合なので、事を

大きくしたくないので、スムーズに帰国するにはどうしたらよいか。

[本会の回答]

- ①先ずは、監理団体に相談して下さい。
- ②相談しても進展しないようであれば、再度電話をして下さい。その場合には、本会若しくは日本政府から監理団体に連絡をします。

外国人造船就労者からの相談件数については、昨年度に引き続き、大幅に伸びてはいない。この原因としては、巡回指導における外国人造船就労者との面談において、彼らと会話を交わしてみると、昨年度と同様、以下に掲げる状況が複合的に作用している結果ではないかと推察している。

- ① 外国人造船就労者は、少なくとも3年は日本で暮らしており、仕事、生活の両面での不安は比較的小さいこと
- ② 技能実習生の時期とは異なり、技能実習生と比較して高い賃金を得ている、また、一部の外国人造船就労者は、技能実習生に対する仕事、生活の両面に関する指導者といった立場を企業側から期待されている等、外国人社会の中で上位のステータスを得、モチベーションが非常に高いこと
- ③ インターネットの普及(フェイスブック等)によって、日常的に、母国にいる家族(妻、子など)との連絡が取れること
- ④ 特定監理団体や受入造船企業の相談者との間で、仕事面のみならず生活面でもサポートする役職員との濃密な人間関係が構築され、特定監理団体又は受入造船企業の職員との間で気兼ねなく相談できる体制が構築されていること、

逆に言えば、上述のような状況に置かれていない外国人造船就労者においては、今後も注意が必要である。例えば、①でいえば、技能実習生の際には、別の企業で技能実習を受け、この度、別の受入造船企業にて、外国人造船就労者として就労する場合には、周りの環境に慣れない、又は、同じ受入造船企業にいる外国人造船就労者や技能実習生との生活習慣が異なる等によって、自身がストレスを抱える可能性も否定できず、また、④でいえば、多数の外国人造船就労者を受け入れている受入造船企業や特定監理団体の場合には、一人一人と濃密な関係を築くことは自ずから限界がある。

したがって、外国人造船就労者受入事業を適正かつ円滑に進めていくためにも、外国人造船就労者自身がストレスを抱え続けることがないよう、その対策の一つが母国語による電話相談ホットラインであるが、一方として、特定監理団体及び受入造船企業並びに企業単独型受入造船企業において、外国人造船就労者の受入人数、受入方法、周辺環境などに応じ、リスクアセスメントを行った上で、必要な場合には、肌理細やかで、かつ、効果的な対応を継続していくことが益々重要であると考える。